総合型地域スポーツクラブ活動助成　経過措置について

（1）経過措置対象事業について

次に掲げる６つの事業については、令和８年度助成事業者を対象とした経過措置を行います。**新規団体は申請できませんので、ご注意ください。**

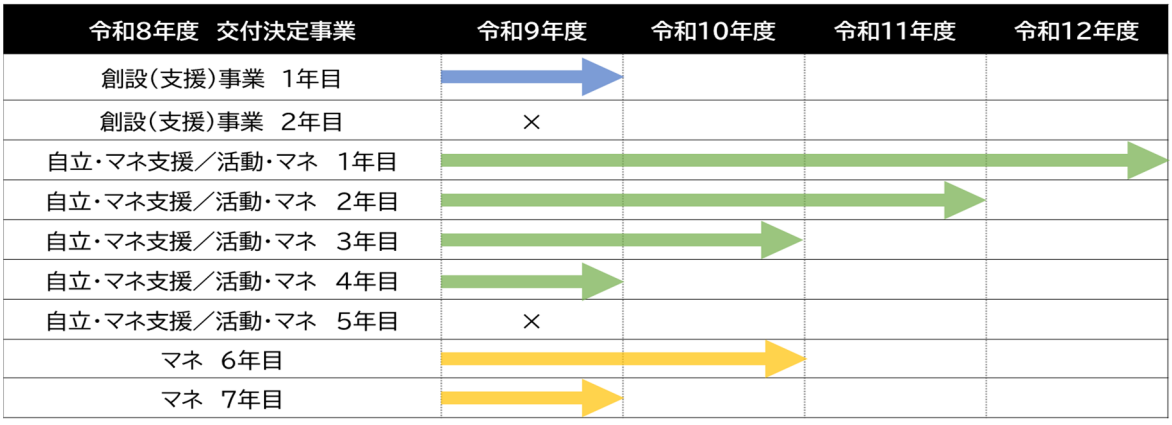
また、**令和８年度助成事業者であっても、申請できるのは令和８年度に交付決定を受けた事業と同一の事業のみとなります。**

経過措置対象事業
１　総合型地域スポーツクラブ創設支援事業
２　総合型地域スポーツクラブ創設事業
３　総合型地域スポーツクラブ自立支援事業
４　総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業
５　総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業
６　総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

（2）助成対象者及び経過措置期間について

経過措置の適用期間は、令和８年度に交付決定を受けた事業及び令和８年度時点の年次によって異なります。

なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。



創設支援事業及び創設事業

１年目　　：令和９年度に申請可。

自立支援事業、活動基盤強化事業、クラブマネジャー設置支援事業

１年目から４年目　：５年目に達する年度まで、継続して申請可。

クラブマネジャー設置事業

１年目から４年目　：５年目に達する年度まで、継続して申請可。

６年目又は７年目　：８年目に達する年度まで、継続して申請可。

５年目　　：令和９年度（６年目）における同事業への申請は不可。